

新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱（平成10年1月6日制定）

最終改正:令和4年11月25日

改正内容:令和4年11月25日[令和4年11月25日]

○新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱

平成10年1月6日制定

改正

平成11年1月6日
平成11年12月13日
平成12年11月6日
平成18年5月19日
平成21年4月1日
平成24年4月1日
令和4年11月25日

新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱

（目的）

第1 この取扱は、新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく細部事務について、必要な事項を定めるものとする。

（新規就農者の定義）

第2 要領第2条に規定する「新規就農者」とは、就農してから概ね10年以内の者とする。

（推薦書等の様式等）

第3 要領第3条に規定する地域担い手育成センターから公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）への推薦書の提出期限は、理事長が別に定める日とする。

2 推薦書等の様式は、次のとおりとする。

- （1）新規就農優良農業経営者推薦書（別記第1号様式）
- （2）新規就農優良農業経営者推薦に関する意見書（別記第2号様式）

（被表彰者の選考）

第4 要領第4条の規定による被表彰者の選考は、原則として次によるものとする。

- （1）最優秀賞 1名
- （2）優秀賞 概ね4名
- （3）奨励賞 若干名

（表彰）

第5 要領第5条の規定による表彰は、理事長が別に定める日に行うものとする。

（優良事例の紹介等）

第6 公社は推薦のあった優良事例を就農啓発に必要な資料として適宜使用することができるものとする。

（委任）

第7 この取扱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この事務取扱は、平成10年1月6日から施行する。

附 則（平成11年1月6日）

この事務取扱は、平成11年1月6日から施行する。

附 則（平成11年12月13日）

この事務取扱は、平成11年12月13日から施行する。

附 則（平成12年11月6日）

この事務取扱は、平成12年11月6日から施行する。

附 則（平成18年5月19日）

この事務取扱は、平成18年5月19日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この事務取扱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この事務取扱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この事務取扱は、令和4年11月25日から施行する。